

「美祢市新秋芳総合支所庁舎等整備基本設計」に対する  
パブリックコメント（意見募集）の実施について

1 施策の名称

美祢市新秋芳総合支所庁舎等整備基本設計

2 パブリックコメントを実施する目的

美祢市新秋芳総合支所庁舎等整備実施設計に、市民の皆さんの意見を活かすため、取りまとめを行った基本設計に対する意見を募集します。

3 意見の募集期間

令和3年2月26日（金）から令和3年3月29日（月）

4 閲覧場所、閲覧方法

(1) 美祢市ホームページ (<http://www.city.mine.lg.jp>)

(2) 美祢市役所情報公開コーナー

(3) 美東、秋芳各総合支所 総合窓口課

(4) 市内各出張所及び伊佐公民館

閲覧時間

(2) から (4) は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

5 担当部署及び提出方法

担当部署 秋芳総合支所総合窓口課

提出方法 以下のいずれかの方法で提出してください。

①書面持参 ②郵便 ③FAX ④電子メール でお願ひします。

意見の提出にあたっての様式は任意ですが、郵便番号、住所、氏名、連絡先を明記してください。

なお、閲覧場所には提出用意見書を用意していますので、ご利用ください。

意見書には、本基本設計のどの部分に対する意見・提案なのかの明示を併せてお願ひします。

提出先 秋芳総合支所総合窓口課

〒754-0511美祢市秋芳町秋吉5335番地1

電話0837-62-1910 FAX0837-62-1828

Email [s-sogomadoguchi@city.mine.lg.jp](mailto:s-sogomadoguchi@city.mine.lg.jp)

※電話または来庁による口頭での意見の申出は受け付けませんのでご了承ください。

## 6 意見を提出できる方

- (1) 美祢市にお住まいの方
- (2) 美祢市内の事務所または事業所に勤務されている方
- (3) 美祢市に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体
- (4) 美祢市内の学校に在学されている方
- (5) 美祢市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体

## 7 意見の取り扱い

- (1) 提出していただいた意見は実施設計策定にあたって十分検討させていただきます。
- (2) 意見の内容（個人情報を除く）は、それに対する本市の考え方と併せて公表します。
- (3) 公表にあたっては、提出された意見を類型化、要約させていただく場合もありますのでご了承ください。  
なお、分かりにくいものや匿名の意見、あるいは本案件に関係ないと思われる意見には、本市の考え方を示さない場合もあります。  
また、意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。
- (4) 記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。
- (5) 公表時期は、令和3年4月以降を予定しています。